

6. 情報共有システムの利用及び契約

・利用する場合

受注者は、契約締結後、工事等で使用する情報共有システムの選定にあたっては、県で原則とする「LGWAN-ASP」の使用を考慮し、「事前協議チェックシート」を用いて工事打合簿等により監督職員等と協議し承諾を得ること。

8. 利用上の留意点

全ての関係者は情報共有システムの利用を習慣化するよう心がけること。

決裁ルートにおいて一人でも紙による提出を求める関係者がいた場合、情報共有システムの活用による効果が発現しません。

1) ID 及びパスワードの管理

利用者は ID 及びパスワードの管理を徹底すること。

※これらが第三者に渡った場合、工事帳票等の漏洩や改ざん等の恐れがある。

2) 情報共有システムで扱うことが適当でない認められた書類

従来どおり紙により提出するものとする。

6. 情報共有システムの利用及び契約

・利用する場合

受注者は、契約締結後、工事等で使用する情報共有システムの選定にあたっては、県で原則とする「LGWAN-ASP」の使用を考慮し、「事前協議チェックシート」を用いて工事打合簿等により監督職員等と協議し承諾を得ること。

承諾を得られなかった場合、情報共有システムの利用はできないものとする。

8. 利用上の留意点

全ての関係者は情報共有システムの利用を習慣化するよう心がけること。

決裁ルートにおいて一人でも紙による提出を求める関係者がいた場合、情報共有システムの活用による効果が発現しません。

1) ID 及びパスワードの管理

利用者は ID 及びパスワードの管理を徹底すること。

※これらが第三者に渡った場合、工事帳票等の漏洩や改ざん等の恐れがある。

2) 担当部局における同一の情報共有システムの利用

発注者は監督職員等が同一の情報共有システムを利用する様に努めること。

工事等毎で異なる複数の情報共有システムを利用してしまうと監督業務等における業務効率化の効果が発現しないこととなる。効果を最大限発現するためには部局単位で同一の情報共有システムの利用が望ましい。少なくとも総括監督員又は総括調査員単位で同一の情報共有システムの利用に努めること。

3) 情報共有システムで扱うことが適当でない認められた書類

従来どおり紙により提出するものとする。

別紙 情報共有システム提供企業一覧表（令和6年12月1日時点）

○工事

番号	システム提供企業名	提供システム名	秋田県における LGWAN-ASP 対応
1	(株) アイサス	Information bridge	○
2	(株) 建設システム	RevSIGN	○
3	川田テクノシステム (株)	basepage	○
4	(株) 建設総合サービス	電納ASPer	
5	(株) 現場サポート	現場クラウドOne	
6	(株) トインクス	工事監理官	○
7	日本電気 (株) (NEC)	工事監理官	○
8	(株) ビーイング	BeingCollaboration PM	○
9	(株) コルク	KOLC+	
10	(株)EARTHBRAIN	Smart Construction Groupware	

○業務

番号	システム提供企業名	提供システム名	秋田県における LGWAN-ASP 対応
1	(株) アイサス	Information bridge	○
2	(株) 建設システム	RevSIGN	○
3	川田テクノシステム (株)	basepage	○
4	(株) 建設総合サービス	電納ASPer	
5	(株) 現場サポート	現場クラウドOne	
6	(株) トインクス	工事監理官	○
7	日本電気 (株) (NEC)	工事監理官	○
8	(株) ビーイング	BeingCollaboration PM	○
9	(株) コルク	KOLC+	
10	オートデスク (株)	Autodesk Construction Cloud	
11	(株)EARTHBRAIN	Smart Construction Groupware	
12	株式会社フォーラムエイト	GSS「情報共有システム(オンライン電子納品)」	

【新設】